

2022年度に高等専門学校4年次に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで申込手続きを進めてください。

2021年度版

この冊子では、高等専門学校4年次への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバーについては学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。間違えて学校へ提出しないよう注意しましょう。

目 次

奨学金制度①	支給金額	4ページ
奨学金制度②	申込資格	6ページ
奨学金制度③	選考基準（学力基準・家計基準）	7ページ
奨学金制度④	対象機関（確認大学等）	10ページ
奨学金制度⑤	奨学金の支給方法	11ページ
申込手続き①	準備 ～期限・提出先・ID・パスワードの確認～	12ページ
申込手続き②	申込内容の確認 ～あなた自身の情報～	14ページ
申込手続き②	申込内容の確認 ～世帯の状況～	18ページ
申込手続き②	申込内容の確認 ～生計維持者の情報～	20ページ
申込手続き③	必要書類の準備 ～必要書類一覧～	24ページ
申込手続き③	必要書類の準備 ～マイナンバーを提出できない場合～	25ページ
申込手続き③	必要書類の準備 ～生計維持者が海外赴任している場合～	26ページ
申込手続き③	必要書類の準備 ～様式の作成～	28ページ
申込手続き④	スカラネット入力	29ページ
申込手続き⑤	書類の提出	31ページ
進学後の手続き①	申込みから支給終了までの流れ	32ページ
進学後の手続き②	進学後の各手続きの概要	33ページ
〈参考資料〉授業料等の減免について		34ページ

18ページと19ページの間に「様式集」を挟み込んでいます。

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- JASSO・・・日本学生支援機構
- 大学等・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）
 - ※ 国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校とする。
 - ※ 短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって家計を支えている主たる人（たとえば祖父または祖母等）
- 採用候補者・・・予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人
- 社会的養護を必要とする人 18歳となった時点で（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

- 児童養護施設 ●児童自立支援施設 ●児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）
- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者
- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者 ●里親

奨学金制度① 支給金額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：7ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

区 分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円



（注１）生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注２）独立行政法人・地方行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注３）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も「自宅通学」となります）。

（注４）「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

（注５）「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。自宅月額の振込みは「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：7ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	（国立・公立・私立／自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

＜参考＞ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注2）30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

（注3）通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に進学予定の人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細はJASSOホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

（注4）上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、JASSOホームページに2021年4月以降に掲載予定です。

（注5）進学後、給付奨学金の手続き時に「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

奨学金制度② 申込資格

2022年度に高等専門学校4年次に進級または大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）または（２）のいずれかに該当する人が申し込みます。

- （１）申込時点で高等専門学校3年生の人
- （２）高等専門学校3年次を修了後2年以内の人（既に4年次に進級した人は含みません）



外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の（１）～（３）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、高等学校等を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（若しくは、特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です。（※１）

- （１）法定特別永住者（※２）
- （２）在留資格（※３）が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- （３）在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（※１） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申し込みはできますが、在留期間の延長が認められた書類の提出が必要です。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

（※２） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

（※３） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ① 在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は採用されません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績とします。

(※2) 学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。(33ページ)

2. 家計基準（収入基準・資産基準）

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

(1) 収入基準

支援区分	収入基準(※1)
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※2) 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること

(※1) 収入については、2020年(1月～12月)の収入に基づく2021年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

申込後に減収(失業等)があっても状況を鑑みることはできません。★³

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※3) 支給額算定基準額★¹ = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)★² (100円未満切り捨て)

★¹ 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★² 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額となります。

★³ 申込時の収入等に変更が生じていても、審査には考慮しません。



① 収入基準の審査には、あなたと生計維持者(9ページ)のマイナンバーのJASSOへの提出が必要です。

② 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類(所定様式)の提出が必要です。マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の書類を進学後も毎年提出する必要があります。

③ 2021年1月1日現在、国内に居住していない人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類(所定様式)の提出が必要です。

<参考>

市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。
詳細は、JASSOのホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/_icsFiles/afieldfile/2020/10/28/kazeisample.pdf



【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（ひとり親）（★）	207	298	373	125	176	230
(b) 3人	本人、母（ひとり親）（★）、 中学生	221	298	373	137	178	234
(c) 4人	本人、親①（★）、親②（無収入）、 中学生	271	303	378	172	191	255
(d) 4人	本人、親①（★）、親②（給与 所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：137 親②：115	親①：138 親②：155	親①：185 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、親②（パート）、 大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100



① **表中の数字はあくまで目安です。**収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**

② JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右のQR）で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



（２）資産基準

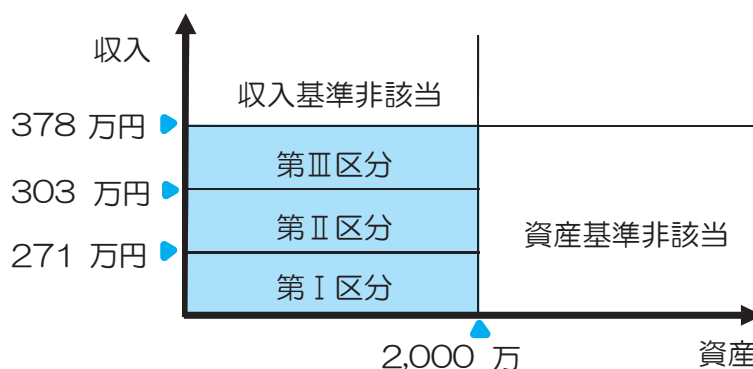
申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません。）

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円
1人の場合	1,250万円

※ 資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。ただし、満期や解約により現金化した場合には、資産として計上が必要です。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

【収入と資産について（イメージ）】

上表中中段(c)の4人世帯（生計維持者が2人）の場合



生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

● JASSOのホームページ

ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度（給付型） > 生計維持者について



Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。 別居している場合も取扱いは変わりません。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。 同居している場合、親権がない方（再婚相手）も生計維持者としての申告が必要です。
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、どちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
Ⅴ あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となった時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）専業主婦（主夫）の方も生計維持者としての申告が必要です。

奨学金制度④ 対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。

ただし、正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。
また、専修学校の「一般課程」「高等課程」及び「附帯教育」の生徒は支援の対象とはなりません。

◎ 国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



（表内の記号の意味） ○：支給対象 ×：支給対象外 △：支給対象か否かが進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	△
	専攻科（※2）	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※1）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科（※2）	△
	別科	×
専修学校	専門課程（※3）	○
	通信教育課程（※1）	○

（※1） 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2） 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。（予約採用ではなく在学採用の対象）

（※3） 高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。



海外の大学等は対象外です。

奨学金制度⑤ 奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座※

※休眠口座・・・金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（33ページ）の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みには、

- スカラネット（インターネット）での申込入力
- 必要書類の提出

が必要となり、それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。

必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。

また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。

スカラネットでの申込入力の期限			月	日
必要書類	マイナンバーの提出期限（JASSOに郵送）		スカラネット入力後1週間以内	
	マイナンバー関係書類 以外 の提出書類（ 学校 に提出）	提出期限	月	日
		提出先		

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」
 - ・・・**学校から配付**されます。（学校ごとにちがいます）
- 「申込ID」・「パスワード」
 - ・・・**「マイナンバー提出書」に記載**されています。（提出書ごとにちがいます）

学校から配付される識別番号	ユーザID												
	パスワード												
「マイナンバー提出書」に記載	申込ID	Y	D	2	1								
	パスワード												



スカラネットでの申込後、申込内容を確認するためには、これらのIDとパスワードが必要です。
必ず控えておいてください。（「マイナンバー提出書」はJASSOに提出してしまいます。）

3. 様式集の取り出し

本冊子の中央（18ページと19ページの間）には、「**様式集**」が挟み込まれています。

冊子から「様式集」を取り出しておいてください。

申込手続き①～⑤では右側のページにスカラネットの入力画面のイメージを掲載します。
申込手続き⑤までの手続きを終えてから、スカラネットに入力しましょう。

●「ログイン」画面

ログイン

あなたの識別番号(ユーザIDとパスワード)を入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID:
パスワード:

●「マイナンバー
提出書情報」画面

マイナンバー提出書情報

「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

- ◆ 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者(原則父母)のマイナンバーの届出が必要です。
- ◆ 「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先(日本学生支援機構)へあなたから直接送付してください。
- ◆ この申込入力完了後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を使って速やかに(この申込入力後1週間以内に)送付(提出)してください。

申込ID:
パスワード:

見本

※ マイナンバー提出書の
見本を表示します。

マイナンバー提出書

令和4年度
大学等予約採用申込者

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構(以下、「機構」という)の貸与奨学金、給付奨学金又は貸与奨学金と給付奨学金の両方を申し込むにあたり、私及び生計維持者のマイナンバー(個人番号)並びに機構が指定する番号確認書類等を提出します。また、私及び生計維持者は、機構が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報を利用することに同意するとともに、私が機構から過去に貸与若しくは支給を受けた奨学金又は今後貸与若しくは支給を受ける奨学金についても上記のとおり同意します。

(機構受付用)

スカラネット(インターネット)奨学金申込用【申込ID・パスワードは必ずご記入ください】

申込ID YD21***** パスワード *****

- ・黒のペン又はボールペンで正確に記入してください。
- ・氏名(署名)は、提出必要書類に記載の氏名を各自が記入してください。

フリガナ

記入日(西暦)

申込手続き②

申込内容の確認 ～あなた自身の情報～

ここからは、スカラネットで入力（申込み）する内容の確認をしていきます。

- ・どのような書類が必要になるかを判断するためには、申込内容をしっかり確認する必要があります。
- ・ここで確認した内容はスカラネットで入力しますが、スカラネットは時間制限があるため、入力する内容を事前に確認して記入し、スムーズに入力できるよう準備しておく意味もあります。

●あなたの氏名・生年月日

漢字氏名	姓									名								
カナ氏名	姓									名								
生年月日	(和暦) ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日																	



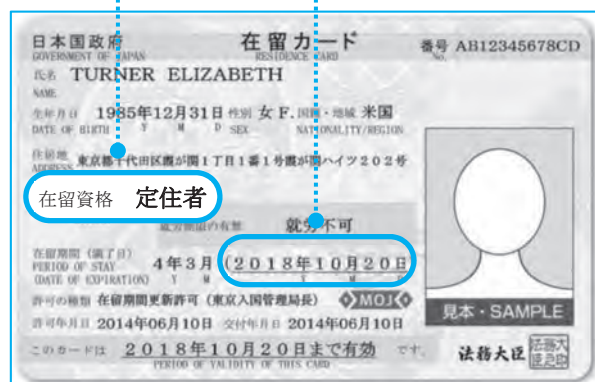
- ① カナ氏名には、「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。
- ② 氏名が漢字・仮名でない場合、漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください。（アルファベット不可）
- ③ ミドルネームがある場合、ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。（漢字は姓・名それぞれ5文字まで、カナは15文字まで、入るところまで記入してください。）
- ④ 入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。
- ⑤ 外国籍の方で通称名にて申込みする場合は、在留カードだけではなく、住民票にも通称名が記載されていることを必ず確認してください。（住民票に通称名の記載がない場合、通称名での申込みはできません。）

●あなたの国籍・在留資格等

国籍	・ 日本国		・ 日本国以外	
在留資格	・ 永住者 ・ 特別永住者	・ 日本人の配偶者等 ・ 永住者の配偶者等	・ 定住者	
在留期限 (満了日)	(西暦) 年 月 日		(西暦) 年 月 日	
永住の意思	・ はい(あり) ・ いいえ(なし)			



- ① 在留資格・在留期限は、**在留カード・特別永住者証明書**を見ながら選択・記入してください。
- ② 国籍が日本国以外の人は、選択した**在留資格の証明書類**の提出が必要です。（24ページ【A】）
なお、選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人は採用されません。
- ③ 在留期限が申込日（スカラネット入力日）より前の人は、**在留資格更新の申請をしたことを示す書類**の提出が必要です。（24ページ【A】）
- ④ 在留期限が進学日より前の人は、進学時にも在留資格の証明書類（在留期限が進学日以降のもの）の提出が必要です。（進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。）



●「誓約」画面

B- 誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

以下の申込み記載事項について正しく記入し、奨学生として採用されたときは、定められた期限までに必要な書類を提出することを誓約します。

誓約日(入力日)

半角数字

スカラネットに入力した日を入力 → 令和 年 月 日

漢字氏名(全角)

姓(5文字以内)

名(5文字以内)

カナ氏名(全角)

姓(15文字以内)

名(15文字以内)

生年月日(和暦)

半角数字

未選択 年 月 日生

国籍

○ 日本国 ○ 日本国以外

国籍が「日本国以外」の場合、在留資格を選択してください。

在留資格 半角数字

未選択

在留期限 西暦 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。

● はい ● いいえ

●あなたの性別・連絡先

性別	・男 ・女										
現住所	〒							—			都道府県
電話番号	自宅 (固定)			—		—		携帯			—



- ① 性別の記入は任意です。
- ② 現住所は、現在住んでいる住所を記入してください。（必ずしも住民票と一致していなくても構いません。）
- ③ 提出いただいたマイナンバー（JASSOに直接郵送）に不備があった場合は、この連絡先に連絡します。間違いの無いように記入してください。

●あなたの在籍（卒業）校

学校名											
学科	（下の表の中から当てはまるものを記入）										
クラス	年		組		出席番号						
入学年月 （1年次に入学した年月）	（西暦） 年 月										



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、[学校に確認](#)してください。

●学科の選択肢

学科	・機械	・電気電子	・情報通信	・生物化学	・土木建築
	・航空	・工業デザイン	・環境システム	建築・環境デザイン	制御
	・商船学				

●JASSOの奨学金の利用経験

日本学生支援機構奨学金の利用経験	・はい（ある） ・いいえ（ない）	
奨学生番号	00・01・07・㊦・㊧・㊨	



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

●希望する奨学金の種類

給付奨学金の申込み	・希望します ・希望しません
-----------	----------------



給付奨学金の申込みには「[給付奨学金確認書](#)」（様式①）の提出が必要です。

●「個人・在学・履歴情報」画面

C-あなたの個人情報

1.あなたのお名前は 高校 太郎 さんですね。

2.あなたの性別を選択してください。（任意）

☐ 男 ☐ 女

3.あなたの生年月日は 平成15年5月5日 ですね。

4.あなたの現在住んでいる住所を記入してください。

（郵便番号） -

住所1（自動入力）郵便番号未入力

住所2（番地以降）

5.あなたの自宅の電話番号を記入してください。

- -

あなたの携帯電話の電話番号を記入してください。

- -

D-あなたの在学情報

（現在通っている、あるいは通っていた学校について入力してください。）

1. 学校

(1) あなたの学校名を確認してください。

JASSO高等専門学校

(2) あなたの学科を選択してください。

(3) あなたの学年・組を記入してください。

※ 組の名前が漢字、ひらがな、カタカナ等の場合は、学校の指示に従って記入してください。

半角数字 半角英数字

(4) あなたの出席番号を記入してください。

(5) あなたの入学年月を記入してください。

西暦(4桁) 年 月 入学

（注）1年次に入学した年月を記入してください。

E-あなたの履歴情報

あなたはこれまでに日本学生支援機構あるいは日本育英会の奨学金の貸与を受けたことがありますか。（都道府県等の奨学金は除きます。）

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた人はその時の奨学生番号を記入してください。

※ 貸与を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押して、すべての奨学生番号を記入してください。

※ 奨学生番号の記入を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

半角数字

奨学生番号1

（例：6020099999）

F-奨学金申込情報

1. 給付奨学金を希望しますか。

- ☐ 希望します
☐ 希望しません

申込手続き②

申込内容の確認 ～世帯の状況～

ここからは、あなたの家族の状況を確認していきます。「生計維持者」を確認しましょう。

まず、「**社会的養護を必要とする人**」（3ページ）に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、**1人家族（あなた自身が生計維持者）**として扱います。

●社会的養護を必要とする人

社会的養護	(18歳となった時点で(まだ18歳となっていない人は申込時点で) 次の施設に入所して(養育されて) いたか)		
	・はい(「社会的養護を必要とする人」である) ・いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)		
	・児童養護施設入所者等 ・児童自立支援施設入所者等 ・児童心理治療施設入所者等 ・自立援助ホーム入所者等 ・里親に養育されている(いた) ・ファミリーホームで養育されている(いた)		
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月		

「社会的養護を必要とする人」に当てはまらなかった人は、次のチェック表で家族の分類を確認しましょう。

【家族分類チェック表】 あなたの家族(同一生計の人)を記入して生計維持者を確認しましょう。

① **あなた**の名前を本人欄に記入しましょう。

② **父母**の名前を記入しましょう。

- ・親権のある父・母は別居していても同一生計と見なします(記入が必要です)。
- ・父(母)の再婚相手は、同居している場合は同一生計と見なします(記入が必要です)。
- ・行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。

③ **父母以外の家族**の続柄・名前を記入しましょう。

- ・独立して生活している人(兄弟等)は含みません。

④ 父母2人ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人(1名)の「**生計維持者**」欄に○を記入しましょう。

	続柄	名前	生計維持者
1	本人		
2	父		○
3	母		○
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

●家族人数

家族人数

(上の表で記入した家族の人数を記入→)

人

2022 年度 給付奨学金予約用

給付奨学金確認書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2022年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第一項の規定による授業料等減免を受けることとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金の貸与を受けるときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づく月額（複数あるときは機構の定める額）となることに同意します。

毎年度貴機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

受付番号

--	--	--	--	--

 $-$

1	0	1
---	---	---

 $-$

--	--	--	--	--

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

提出年月日（西曆）		
年	月	日

本人	学 校 名			学 年	組	出席番号	電話番号	性別（任意）
								男 ・ 女
	氏 名	フリガナ	〒					
		漢 字						
			生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日				
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】			a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～f の該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）					

生計維持者	1	本人との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日
		現住所	〒		
	2	本人との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日
		現住所	〒		
本人と生計維持者の資産の合計額			2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）		

本人が未成年者の場合

本人が未成年者の場合には、親権者（民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人））が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。

親権者 又は 未成年後見人	本人との 続 柄		フリガナ 氏 名		生年月日	昭和 年 平成 年 月 月 日
	現住所	〒			電話番号	
	本人との 続 柄		フリガナ 氏 名		生年月日	昭和 年 平成 年 月 月 日
	現住所	〒			電話番号	

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び進学先の学校での授業料等減免のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が機関保証に提供されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

- 【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※１）
- 【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※２）の合計が 100円以上 25,600円未満であること
- 【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること
- （※１） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。
- （※２） 支給額算定基準額^{★１}＝課税標準額×６％－（調整控除額＋税額調整額）^{★２}（100円未満切り捨て）
- ★１ 市町村民税所得割が非課税の人は、（※１）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
- ★２ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

- （注１） 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その反映月に、自宅外通学となった月からの差額がまとめて振り込まれます。
- （注２） 生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- （注３） 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。
- （注４） 給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【支給中の適格認定】

- 進学先の大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。
- ① 学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）
- （１）修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合
- （２）修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- （３）履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合
- （４）②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合
- ② 学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。
- （１）修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（①（２）に該当するものを除く）
- （２）GPA（平均成績）等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合
- （３）履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると学校が判断した場合
- また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。



マイナンバー代用書類の提出台紙

この様式は、マイナンバー制度の開始前から海外居住等によりマイナンバーを提出できない人について、代わりに必要となる証明書類を提出する場合に使用します。

受付番号

— 101 —

申込者氏名

マイナンバーを提出できない人 (○をつけ、氏名を記入する)	マイナンバーの代用書類	提出する書類 (○をつける)
・ 申込者本人	2021年度 (非)課税証明書	
	「海外居住者のための収入等申告書」	
	「年収等の実績計算書」(様式③)	
	社会的養護に関する証明書類	
・ 生計維持者① 氏名： _____	2021年度 (非)課税証明書	
	「海外居住者のための収入等申告書」	
	「年収等の実績計算書」(様式③)	
	生活保護に係る証明書類	
・ 生計維持者② 氏名： _____	2021年度 (非)課税証明書	
	「海外居住者のための収入等申告書」	
	「年収等の実績計算書」(様式③)	
	生活保護に係る証明書類	



年収等の実績計算書

様式③

この様式は、海外居住（2021年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった）等により課税証明書を取得・提出できない人が、2020年の年収等の実績を申告する場合に限り必要です。

受付番号

— 101 —

申込者氏名

対象となる人：（氏名）

（続柄）

記入上の注意点

- 「分類」欄の**あてはまるもの1つに○**をつけてください。「営業」には、給与・年金以外の自営業・農業等を含みます。
※ 給与の場合、賞与の有無のあてはまるものに○を付けてください。
- 「会社名（事業名・屋号等）」欄に、勤務（営業）している（していた）**会社名等を記入**してください。
- 「**収入があった月**」に○をつけ、○をつけた分の**証明書類**（給与の場合は給与明細、営業の場合は帳簿、年金の場合は年金証書等月額が分かるもの）をすべて提出してください。（簡単な**和訳**をつけてください）
- 会社（事業・年金）ごとに、「金額」欄に**合計額を記入**し、現地の**通貨単位を記入**してください。
・給与・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む） ・年金・・・年金支給額の合計を記入
・営業・・・所得（＝売上一経費）の合計を記入
※ 記入欄は5つ分ありますが（①～⑤）、不足する場合は別の紙を用意して同じように記入してください。

分類	収入があった月（2020年）											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会社名（事業名・屋号等）	金額 （年間計・現地通貨）						通貨単位					
例1 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金 ○○商店	○	○	○	○	○	○	○	○				
	500,000						JPY(日本円)					
例2 給与 （賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金 ××有限公司										○	○	○
	40,000						HK\$(香港ドル)					
① 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金												
② 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金												
③ 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金												
④ 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金												
⑤ 給与（賞与 有 ・ 無） ・ 営業 ・ 年金												

●「家族情報」画面

G-あなたの家族情報

あなた自身の状況について記入してください。

1. 社会的養護について

(1) あなたは社会的養護を必要とする人ですか。

☐ はい ☐ いいえ

(2) (1)で「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

☐ 児童養護施設入所者等

☐ 児童自立支援施設入所者等

☐ 児童心理治療施設入所者等

☐ 自立援助ホーム入所者等

☐ 里親に養育されている(いた)人

☐ ファミリーホームで養育されている(いた)人

(3) (1)で「はい」と答えた人は、入所年月を記入してください。

半角数字
(西暦) 年 月

「入所年月」の注意点

- ① 18歳になっていない人は、申込時点で入所している施設（養育されている里親）について、18歳になっている人は、18歳となった時点で入所していた施設（養育されていた里親）について、記入してください。
- ② 入所年月が分からない場合、施設（里親）の方に確認するか、又は、確実に入所中だった年月を記入してください。

生計維持者（詳しくは9ページ）

- 父・母2名（ひとり親の場合は父（母）1名） ※収入の有無は無関係です
- 父母2人ともいない場合はあなたの生計を維持している主たる人1名

あなたの家族について記入してください。

2. 同一生計の世帯人員(あなたを含む)の人数を記入してください。

半角数字
 人

申込手続き②

申込内容の確認 ～生計維持者の情報～

●生計維持者の人数

生計維持者人数

(18ページの表で確認した人数を選択→)

・ 1 人

・ 2 人



生計維持者が父・母の2名とならない場合は、その理由の申告が必要です(9ページ)。

●生計維持者の基本情報

18ページで確認した「生計維持者」について記入してください。

	生計維持者①				生計維持者②			
続柄	・ 父 ・ 母				・ 父 ・ 母			
	・ 祖父	・ 祖母	・ 本人	・ その他	・ 祖父	・ 祖母	・ その他	
漢字氏名	姓	名			姓	名		
カナ氏名	姓	名			姓	名		
生年月日	(和暦) 年 月 日				(和暦) 年 月 日			



① 続柄は、父・母の組合せか、父以外・母以外の組合せしか選択できません。(義父(母)は父(母)を選択してください。

② 漢字氏名は姓・名それぞれ5文字まで、カナ氏名は姓・名それぞれ15文字までです。

●生計維持者のその他の情報

	生計維持者①	生計維持者②
マイナンバーの提出	・ 準備できている ・ これから準備する ・ その他(提出できない)	・ 準備できている ・ これから準備する ・ その他(提出できない)
提出できない事情	「その他」を選択した人は提出できない事情を選択 ・ 海外居住等によりマイナンバーの交付を受けていないため ・ 病気等により署名できない ・ その他	「その他」を選択した人は提出できない事情を選択 ・ 海外居住等によりマイナンバーの交付を受けていないため ・ 病気等により署名できない ・ その他
2021年1月1日時点の生活保護の受給	・ はい(受給していた) ・ いいえ(受給していなかった)	・ はい(受給していた) ・ いいえ(受給していなかった)
2021年1月1日時点の住民票	・ はい(日本国内にあった) ・ いいえ(日本国内になかった(海外転出))	・ はい(日本国内にあった) ・ いいえ(日本国内になかった(海外転出))



① 申込みに、**申込者(あなた)・生計維持者のマイナンバー**の提出が必要です。(24ページD・E)

マイナンバーの交付を受けていない等により提出できない場合も、「マイナンバー提出書」やマイナンバーに代わる書類の提出が必要です。(24ページD・G)



② 2021年1月1日時点で日本国内に居住していなかった(日本国内に住民票がなかった)人は年収等に関する書類が必要です。(24ページD・G)

③ 2021年1月1日時点で生活保護を受給している場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。

●「家族情報」画面（続き）

3. 生計維持者（原則父母2人。父母ともいない場合は代わって生計を維持する人）について記入してください。
 (1) あなたの生計維持者の人数を記入してください。

半角数字
 人

(2) 生計維持者①

(a) あなたから見た続柄

未選択

(b) 生計維持者①の氏名

姓

名

漢字（全角漢字）

カナ（全角カナ）

(c) 生計維持者①の生年月日

（和暦） 未選択 年 月 日 生
 半角数字

(d) 生計維持者①のマイナンバーを機関に提出する準備はできていますか。

（※1）「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。

（※2）家計審査のため、マイナンバーの提出が原則必要です。

提出できない場合は、別途所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

☐ 準備できている

☐ これから準備する

☐ その他

(e) 生計維持者①は2021年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

☐ はい ☐ いいえ

(f) 生計維持者①は2021年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

☐ はい ☐ いいえ



スカラネットの画面では、生計維持者②の情報の入力欄は、生計維持者①の収入（20・21ページ）までを入力したあとから始まります。（内容は生計維持者①の入力欄と同じです）

●資産

あなた（申込者）と生計維持者の資産を記入してください。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円



申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです。（土地・建物等の不動産は含みません。）

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期や解約により現金化した保険（満期・解約金の掛け金は含みません。

また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。）（給付奨学金案内8ページ）

●生計維持者が1名となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）

生計維持者について、父・母2名とならない理由を選択してください。

理由	・死別 ・離婚等（離婚調停中、DVによる別居中、未婚等を含む）により別生計 ・生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通不可 ・申込者が配偶者に扶養されている ・その他（ ）
----	--



選択内容について疑義が生じた場合、選択した理由を証明する書類の提出を求める場合があります。

●「家族情報」
画面（続き）

資産の合計額が2,000万円未満
（生計維持者が1人の場合は
1,250万円未満）の場合は
「はい」を選択、
そうでない場合は「いいえ」
を選択してください。

4.あなたと生計維持者(原則|父母)の資産に関して記入してください。

(1)あなたと生計維持者(原則|父母)の資産の合計額は2,000万円未満
（生計維持者が一人の場合は1,250万円未満）ですか。

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産
は対象としない）。

○はい ○いいえ

(2)あなたと生計維持者(原則|父母)の資産の額をそれぞれ記入してください。
（1万円未満切り捨て）

	半角数字	万円
あなた		
生計維持者①		
生計維持者②		
合計	0	

5.父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してくだ
さい。

- ☐ 父又は母と死別した。
- ☐ 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし(本人)は別生計である。
※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含まれます。
- ☐ 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- ☐ その他

以上で、申込内容の確認は完了です。次の「申込手続き③ 必要書類の準備」に進んでください。

申込手続き③

必要書類の準備

～必要書類一覧～

ここでは、申込みに必要な書類を表にまとめています。

14～23ページで確認した申込内容に応じて、必要な書類を準備しましょう。

必要となる書類の提出が不足している場合、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

	記号	提出する証明書	コピーの提出	発行元	注意事項
申込みに関する書類	A	特別永住者証明書	可	出入国在留	・在留資格、在留期限が明記されているものがが必要です。 ※ 証明書に記載の在留期限が申込日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
		または 在留カード	可	管理局	
		または 住民票の写し	不可	市区町村	
	B	「給付奨学金確認書」 【様式①】	不可	申込者及び 親権者が作成	・『給付奨学金』を希望する人は全員提出が必要です。
社会的養護の証明書類	C	在籍証明書	可	在籍施設 児童相談所	・18歳となった時点（申込時点で18歳になっていない人は申込時点）で在籍していた（いる）ことがわかる必要があります。
		または 児童（里親）委託証明書			
マイナンバー提出書類	D	「マイナンバー提出書」	不可	申込者及び 生計維持者が作成	・必ずスカラネットの入力が完了してから提出してください。 ・それぞれが必ず自署をしてください。 ・事情によりマイナンバーの提出ができない場合も「マイナンバー提出書」は提出が必要です。詳細は、25ページを参照してください。
	E	番号確認書類 身元確認書類	可	市区町村 学校等	・「マイナンバー提出書」のセット（緑色の封筒）の中に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」をよく読み、必要な書類を準備してください。
マイナンバーに代わる書類	F	マイナンバー代用書類の提出台紙【様式②】	可	申込者及び 生計維持者が作成	・事情によりマイナンバーの提出ができない場合に必要の様式です。 ※ この様式に添付が必要な書類があります。詳細は、25ページを確認してください。
	G	年収等の実績計算書 【様式③】	可	該当の 生計維持者が作成	・2021年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった生計維持者がいる場合は、26ページに沿って手続きを進めてください。



提出された書類はいかなる理由でも返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。

申込手続き③ 必要書類の準備 ～マイナンバーを提出できない場合～

マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりに紙の証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバー提出書類【JASSOに直接提出】

● 「マイナンバー提出書」(緑色封筒「マイナンバー提出書セット」に入っているもの)

提出できない生計維持者のマイナンバー欄に「〇〇(提出できない理由)のため提出できません」と記入し(※)、提出できる人は通常どおり自署し、身元確認書類および番号確認書類を添付して提出します。

※ あなた(申込者本人)が記入してください。

● あなたの住民票の写し(コピー不可)《あなた(申込者本人)が提出できない場合のみ》

2. マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出が必要な人	必要な書類
マイナンバーを提出できない人 全員	「マイナンバー代用書類の提出台紙」【様式②】
	「2021年度 (非)課税証明書」 ※ 以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 海外居住等により(非)課税証明書・所得証明書が取得できない場合 ※ 2021年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった場合、課税証明書・所得証明書は取得できないため、代わりに、収入等に関する追加書類(26・27ページ)を提出してください。
生活保護受給者	「生活保護受給証明書」 ※ 2021年1月1日時点で受給していたことがわかるもの



いずれもコピーでの提出が可能です。

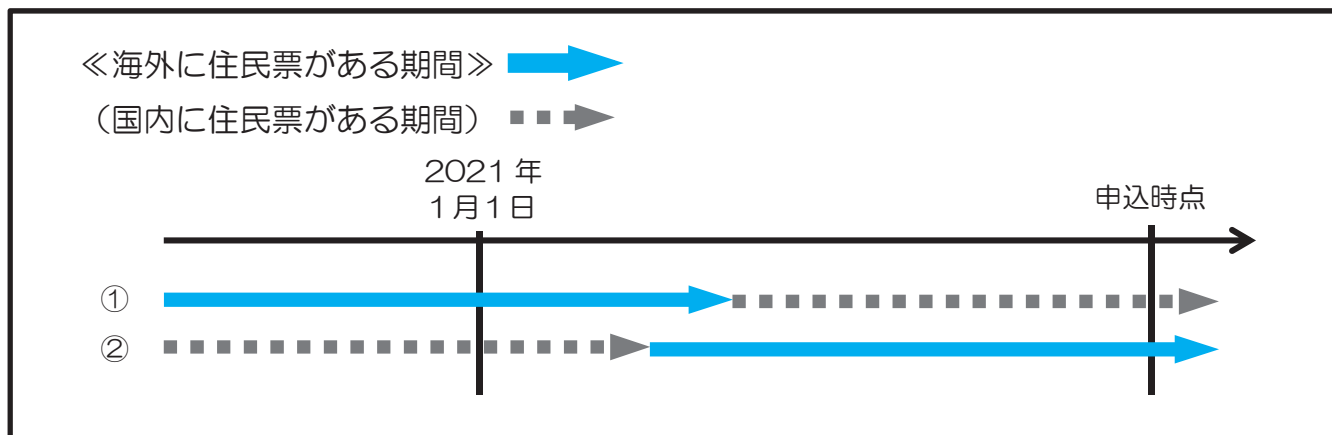
申込手続き③

必要書類の準備 ～生計維持者が海外に居住している場合～

海外赴任等により日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できません。この場合は、追加で提出が必要な書類があります。

1. 該当する人

2021年1月1日時点で日本国内に住民票が無かった生計維持者



- ① 2021年1月1日時点で国内居住であったかは20ページで選択しています。
- ② 申込時点で日本へ帰国していても、2021年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった場合（下図の①）は該当します。
- ③ 申込時点で日本国内に住民票が無くても、2021年1月1日時点で日本国内に住民票があった場合（下図の②）は該当しません。

2. 必要な提出書類

● マイナンバー提出書類【JASSOに直接提出】

マイナンバーを返納していても、海外居住する前に交付を受けていた方は通常どおりマイナンバーを提出します。（24ページD・E）



「マイナンバー提出書」への署名は必ず自署が必要です。郵送等にてやり取りを行ってください。

マイナンバー制度の開始当初から日本国内に住民票が無かったためマイナンバーの交付を受けていない等によりマイナンバーを提出できない場合は、提出できない人の「マイナンバー提出書」のマイナンバー欄に「海外居住のため提出できません」と記入（※）し、申込者本人および国内にいる生計維持者は通常どおりマイナンバーを提出します。

※ 提出できない人の欄は、あなた（申込者本人）が記入してください。

※ マイナンバーを提出ができない生計維持者について、以下の「収入等に関する追加書類」の提出が必要です。

● 収入等に関する追加書類【学校に提出】

① 「マイナンバー代用書類の提出台紙」【様式②】

必要項目に漏れなく記入します。

② 「海外居住者のための収入等申告書」

選考に必要な数値を算出するための専用ツールになっています。必要項目を入力し、印刷したものを提出します。

【専用ツールの掲載場所】

JASSOのホームページ（「JASSO」で検索）

ホーム ＞ 奨学金 ＞ 奨学金の制度（給付型） ＞ 申込方法 ＞ 生計維持者が海外に居住している場合
＞ 1.日本での住民税の課税がされていない場合（令和4年度進学・進級予定者の申込み）

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」（Excel）

③ 「年収等の実績計算書」【様式③】

2020年1月～2020年12月までの間の収入等の詳細を月ごとに申告します。

④ あなた（申込者本人）およびすべての生計維持者の証明書

26ページ「1. 該当する人」にあてはまる生計維持者のいる世帯は、海外居住をしている人だけでなく、国内にいるあなた（申込者本人）および生計維持者についても証明書類の提出が必要です。

証明書の種類	必要書類	
	2021年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった生計維持者	左記に該当しない人
収入等の証明書類	以下、該当するすべての収入について、証明書類の提出が必要です。（複数該当する場合はすべて） ※ いずれも日本語訳を付記してください。 ・給与所得があった場合 2020年1月～12月まで（準備できない場合は2020年10月～12月まで）の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ・給与以外の所得（自営業等）があった場合 2020年1月～12月まで（準備できない場合は2020年10月～12月まで）の帳簿 ・年金収入があった場合 2020年の1年間の受給金額がわかる通知書等 ・無収入だった場合 居住国の公共機関発行の2020年の1年間の無収入の証明書	「2021年度 所得（課税）証明書」 ※ 以下の項目の記載が必要です。 ① 給与収入額（給与所得がある場合） ② 所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③ 無収入の場合は合計所得金額（0円）
扶養等の証明書類	・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、海外居住者以外の世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※ 世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの ・ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの）	
障がい者控除の証明書類	（該当する人がいる場合のみ）障害者手帳のコピー等	

【注意】給付奨学金確認書（様式①）の親権者欄への署名

代筆は認められません。郵送等にてやり取りを行い、必ず親権者欄への自署をしてください。

奨学金の申し込む際には、18～19 ページの間から取り出した所定の様式を作成する必要があります。

○ 確認書【様式①】

「給付奨学金確認書」（以下、「確認書」）は、奨学金を申込むにあたり奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意を確約する重要な書類です。

また、確認書の裏面は本冊子に記載されている内容です。本冊子をよく読んで理解したうえで、確認書を記入しましょう。

○ 記入例

（１）記入・署名が必要な人

あなた（申込者本人）と、あなたが記入日時点で未成年の場合は**親権者**の記入・署名が必要です。

- ① 親権者が父母ともにいる場合は、父母2人ともそれぞれ記入・署名が必要です。
- ② 親権者が（海外）単身赴任等により別居している場合であっても、記入・署名する必要があります。単身赴任先へ確認書を送る等により作成してください。
- ③ 家庭裁判所から未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人（全員）の記入・署名が必要です。
- ④ 親権を持っていない人（離婚して親権者ではなくなった父・母や、祖父母等）は、記入・署名する必要はありません。
- ⑤ 親権者に障がいがある等、記入できない特殊な事情がある場合は、学校へ相談してください。

（２）作成上の注意点

提出された確認書に以下のような不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

1. 本人に関する内容

受付番号

1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	0	1	-	1	2	3	4	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

提出年月日（西暦）
2021 年 4 月 15 日

学 校 名		学 年	組	出席番号	電話番号	性別（任意）
日本学生高等専門学校		3	A	6	03-0000-0000	男・女
氏 名	フリガナ	ショウガク マナブ				
	漢字	奨学 まなぶ				
現住所	〒123-4567 東京都千代田区 1-1-92					
生年月日	昭和・平成 15 年 5 月 5 日					
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	☒ 日本国籍 ☐ 法定特別永住者 ☐ 永住者 ☐ 定住者（永住の意思がある者に限る） ☐ 日本人の配偶者等 ☐ 永住者の配偶者等 ※d～f の該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）					

- ① 様式をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の、**消せないボールペン**で記入してください。
- ③ それぞれの欄は、**それぞれの人が自分で記入・署名**してください。
- ④ **住所は省略せずに**記入してください。
- ⑤ **住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**署名してください。

2. 親権者に関する内容

訂正する場合は、二重線で消して、その欄の人が使用した印を押し、余白に正しい事項を記入してください。

本人が未成年者の場合	
本人が未成年者の場合には、親権者（民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人））が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。	
本人との続柄	父
フリガナ	ショウガク イチロウ
氏名	奨学 一和 奨学 一郎
現住所	〒123-4567 東京都千代田区 1-1-92
電話番号	03-0000-0000
本人との続柄	母
フリガナ	ショウガク カズミ
氏名	奨学 和美
生年月日	昭和・平成 48 年 2 月 11 日
現住所	〒123-4567 東京都千代田区 1-1-92
電話番号	03-0000-0000

- ⑥ 確認書中央の生計維持者欄は、本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること（8ページ参照）を確認したうえで、生計維持者の情報を記入します。

申込手続き④ スカラネット入力

1. 入力前の確認

スカラネット入力を始める前に、次のことを確認しましょう。

確認事項	チェック
●入力画面は、セキュリティ上1画面あたり30分以内という制限時間があります。 12～23ページの記入を完了させ、スムーズに入力する準備・確認ができていますか。	☐
●スカラネット入力後は、入力内容に誤りがあった場合、手続きに時間がかかります。 (項目によっては、もういちど申込手続きをやりなおす必要があります。) 12～23ページの記入内容に間違いがないことを確認しましたか。	☐
●スカラネット入力後は、1週間以内に「マイナンバー」を提出する必要があります。 マイナンバーの提出に必要な書類(24ページD・E)は用意できていますか。	☐

2. 受付時間と動作環境

- 受付時間 **8:00～25:00** (24:00～25:00は翌日受付扱い)
(最終締切日の受付時間は8:00～24:00)
- 動作環境 **PC・スマートフォン・タブレットのいずれからでも入力が可能です。**
OS : Windows系、iOS系、Android系
ブラウザ: Internet Explorer、Microsoft Edge、
iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome
(注意) MAC系OSや、Firefox、PC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては
未確認のため動作保証しておりません。
※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
- 対応文字 Windows-31J (JIS第一・第二水準を含む) の文字が入力できます。
※**エラーになった場合は、通用字体に替えて(通用字体が無い場合はひらがなで) 入力**してください。

3. スカラネットにアクセス

次のいずれかの方法でスカラネットにアクセスしてください。

- **JASSOのホームページからアクセス**
ホーム > 奨学金 > 申込方法 > 予約採用 > 予約採用の申込み > 高校等を通して申込み
申込方法(国内)－(1)スカラネットでの入力
- 右の**QRコード**を読み取ってアクセス
- 右の**URL**をブラウザに直接入力してアクセス (URL) <https://www.sas.jasso.go.jp/>



5. 受付番号の確認

入力が完了したら入力内容を確認する画面が出ますので、確認したうえで、送信ボタンを押します。

5. 受付番号の確認

受付番号

- 101 -

送信した内容を確認するには

ただし、**申込受付期間中に限ります**ので、入力内容は、**画面印刷やスクリーンショット等により保管**しておいてください。（入力内容の確認はJASSOでは対応いたしかねます。）

送信した内容に誤りがあった場合

申込後に変更となった場合：訂正の手続きは不要です。進学後に訂正を行ってください。

奨学金が不要になった場合

※ 申込みをやめる場合でも、一度提出された書類の返却はできません。

1. 受付番号の記入

提出する書類の「受付番号」欄に、30ページに控えておいた「受付番号」を記入します。

2. 提出書類の仕分け・提出

提出する書類を次のとおりに仕分け、提出します。

	マイナンバー提出書類 (JASSOに直接郵送する書類)	マイナンバー提出書類以外の書類 (学校に提出する書類)
① 仕分け	(全員提出が必要な書類) ● 「マイナンバー提出書」 ● 番号確認書類 ● 身元確認書類	(全員提出が必要な書類) ● 「給付奨学金確認書」【様式①】
	(該当者のみ提出が必要な書類) ○ 申込者本人の住民票	(該当者のみ提出が必要な書類) ○ 「確認書」の署名に関する追加書類 ○ 申込資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類
② 仕上げ	マイナンバー提出専用封筒に封入 (水色封筒)	上の順に重ねてホチキス留め (左2点留め) ※複数枚の書類がある場合
③ 提出	郵便局から簡易書留で JASSO に提出 	学校に提出 
期限	スカラネット入力後 1 週間以内	学校の定める期限

- ※ マイナンバーの提出方法の詳細は、マイナンバー提出書類のセット（緑色封筒）に入っている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」（説明資料）を確認してください。
- ※ マイナンバー提出書類以外の書類の詳細は、本冊子の25ページを確認してください。

これで、申込み手続きはすべて完了です。
JASSOで審査・選考をおこない、結果を学校に送付します。（結果は学校から受け取ります）

進学後の手続き①

申込みから支給終了までの流れ

進学前

申込者

春～ 申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、申込みの期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等学校等に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内にあなたと生計維持者のマイナンバー関係書類をJASSOに簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

進学後

採用候補者

春～ 進学（2022年4月以降）

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。

春～ 採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、**奨学金の振込みが始まります。**

（毎月の奨学金の振込）

○ 適格認定（家計）（毎年秋）

○ 適格認定（学業成績等）（毎年春★）

★修業年限が2年以下の短大・専門学校等については毎年春と秋の2回行います。

○ 在籍報告（毎年：4月、7月、10月）

○ 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）

※ 適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※ この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給が止まったりする可能性があります。

※ 奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した所得の情報等により、支援区分の見直しを行います。

支給終了（卒業）

奨学生

（奨学金支給中）

1. 「進学届」の提出

進学後（2022年4月以降）、「進学届」を提出します。（詳細は、採用候補者となった人にお知らせします。）
自宅外月額の支給を希望する者は、「自宅外通学であることを証明する書類」も提出します。



- ① 採用候補者となっても「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されません。
- ② 自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金を確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得、住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額に基づき、家計基準（7ページ）の支援区分の見直しを行います。



- ① 確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ② 特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）

在学により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

- (1) 退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 取得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く。） 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準である場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認等大学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 取得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、7月、10）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

5. 給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構へ提出します。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※ その他必要な手続きについては、給付奨学生採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校に問い合わせてください。

申請～認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に学校で募集を行います。申請時期は学校で定めているため、**進学後**、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。（10 ページ参照）

3. 減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は 7 ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
高等専門学校 （4～5年生）	第Ⅰ区分	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
	第Ⅱ区分	56,400 円	156,400 円	86,700 円	466,700 円
	第Ⅲ区分	28,200 円	78,200 円	43,400 円	233,400 円
大学	第Ⅰ区分	282,000 円 (141,000 円)	535,800 円 (267,900 円)	260,000 円 (140,000 円)	700,000 円 (360,000 円)
	第Ⅱ区分	188,000 円 (94,000 円)	357,200 円 (178,600 円)	173,400 円 (93,400 円)	466,700 円 (240,000 円)
	第Ⅲ区分	94,000 円 (47,000 円)	178,600 円 (89,300 円)	86,700 円 (46,700 円)	233,400 円 (120,000 円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200 円 (84,600 円)	390,000 円 (195,000 円)	250,000 円 (170,000 円)	620,000 円 (360,000 円)
	第Ⅱ区分	112,800 円 (56,400 円)	260,000 円 (130,000 円)	166,700 円 (113,400 円)	413,400 円 (240,000 円)
	第Ⅲ区分	56,400 円 (28,200 円)	130,000 円 (65,000 円)	83,400 円 (56,700 円)	206,700 円 (120,000 円)
専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	70,000 円 (35,000 円)	166,800 円 (83,400 円)	160,000 円 (140,000 円)	590,000 円 (390,000 円)
	第Ⅱ区分	46,700 円 (23,400 円)	111,200 円 (55,600 円)	106,700 円 (93,400 円)	393,400 円 (260,000 円)
	第Ⅲ区分	23,400 円 (11,700 円)	55,600 円 (27,800 円)	53,400 円 (46,700 円)	196,700 円 (130,000 円)

（注1）「入学金」の減免は、入学月分から支援を受けられる学生が対象です。

（注2）カッコ内は、夜間制の減免額です。

（注3）私立の大学、短大、専修学校（専門課程）の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は 30,000 円、授業料減免上限額（年額）は 130,000 円です。（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専修学校（専門課程）においては、通信課程は現在開講されていません。）

（注4）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（7～9 ページ参照）

5. 申請手順等

学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、学校へ提出します。

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準（7～9ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです。（33ページ参照）



確認の結果、授業料等減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料等減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです。（33ページ参照）

3. 継続願の提出

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料等減免の支援が止まります。

～ ご 案 内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/>

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

● 進学資金シミュレーター

進学を考えている高校生等のための、奨学金に関する試算ができる便利なツールです。

● ガイダンス動画

高等専門学校を通して奨学金の予約を申し込む方向けに、奨学金制度の概要や申込手続等について、動画で説明しています。ぜひご覧ください。

申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

[マイナンバーの提出方法](#)に関するお問い合わせ先です。

「マイナンバーの提出方法が分からない」

「提出すべき書類（番号確認書類・身元確認書類）が分からない」

「マイナンバー提出のための専用封筒をなくしてしまった」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。